令和 2 年 3 月 11 日 奈良市 健康医療部 医療政策課 電話 0742-93-8392

奈良市における新型コロナウイルス感染症への対応

奈良市から新型コロナウイルス感染症の患者が発生したことを受け、本日午後8時から 第12回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、次のとおり協議しました。

記

- 1 感染患者の状況について 添付報道資料のとおり(5枚)
- 2 各部局の対応状況
 - (1) セーフティネット保証 4号・5号の認定申請状況 (3月11日現在)

4号 21件(問合せ71件・3月2日受付開始)

5号 なし (問合せ6件・3月6日受付開始)

銀行へのコーディネートや、他の制度の情報も仕入れて、できる限りの支援を行う。

- (2)生活保護受給者への訪問等のケースワーク業務は、国からの通知があり電話で対応している。
- (3) 総務省の通知を受け、市民課ではマイナンバーカードを活用したコンビニ交付等手続きを利用するようにホームページ等で積極的に呼びかける。

ホームページや Twitter で証明書等発行の窓口の待ち時間を案内している。

- (4) 来庁者が訪れる場所については、1日最低1回できれば2回の消毒を行う。
- (5) 卒業式は、短時間(45分以内)で講堂・体育館において一堂に集まり開催し、終了後は教室に戻らずにすみやかに下校する。また、消毒、換気をし、座席の間隔など会場のレイアウトとタイムスケジュールを作成し、保健所の指導受けて開催予定。
- (6) 各種団体の会議等へ職員への出席は極力控える。
- 3 市民に対する情報発信及び啓発
 - (1) 緊急の通知を本部長(市長)名でホームページに掲載(別紙)
 - (2) 各部局でより効果的な啓発方法について引き続き検討する。
- 4 その他

3月16日(月)庁議終了後、対策本部会議を開催予定。 ただし、さらに感染者が発生した場合等には、速やかに会議を開催する。